

## 津市一般廃棄物最終処分場の管理に関する要綱

平成28年3月31日訓第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市一般廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 最終処分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市一般廃棄物最終処分場
- (2) 位置 津市美杉町下之川4134番地

(施設)

第3条 最終処分場は、次に掲げる施設により構成する。

- (1) 埋立地
- (2) 前処理・浸出水処理施設
- (3) その他附帯施設

(埋立廃棄物)

第4条 最終処分場に埋め立てる廃棄物は、津市リサイクルセンターから搬入される廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物とする。

(職員)

第5条 最終処分場に所長その他必要な職員を置く。

(職務権限)

第6条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 所長 上司の命を受けて最終処分場の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) その他の職員 上司の命を受けて最終処分場の事務を処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成28年4月1日から施行する。